NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

長島·大野·常松 法律事務所 ニューヨーク・オフィス

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2020年2月 No.46

FIRRMA 施行にかかる CFIUS 最終規則の発表

弁護士 大久保 涼 弁護士 逵本 麻佑子

はじめに

2019 年 9 月 17 日、外国投資家による対米投資に対する規制を強化する FIRRMA (Foreign Investment Risk Review Modernization Act) の施行にかかる規則の案が発表され、2019 年 10 月 17 日までパブリックコメント手続に付されていました。2020 年 1 月 13 日、パブリックコメント手続中に寄せられた意見を踏まえて、当該規則の最終的な内容が公表されました。規則案の内容については前回のニュースレターで紹介させていただき 1、その殆どが最終的な規則でも維持されていますが、いくつかの点について変更及び明確化が行われています。そこで、本ニュースレターでは、これらの規則案からの変更及び明確化の概要について解説します。

除外国の特定

規則案の段階で最終規則によって特定予定とされていた、CFIUS の審査対象外となる除外国として、オーストラリア、カナダ及びイギリスの三か国が指定されました。これらの国は米国と共にいわゆる Five Eyes(諜報情報を共有するアライアンス)を構成する国からニュージーランドを除いたものであり、CFIUS は、米国との間の堅固な諜報情報の共有及び軍需産業基盤の統合メカニズムの存在からこれらの国を指定したとしています。最終規則において、今後、CFIUS は除外国を追加することができるとされていますが、後述する一定の要件を満たす除外国の投資家(「除外投資家」)による投資は、コントロールを取得する取引を除いて CFIUS の審査対象とならず、また、義務的届出の対象外となりますので、除外国指定の効果は相当に大きいものと言えます。従って、除外国の追加は国家安全保障の観点から容易ではなく、今後除外国が追加される可能性はそれほど大きくないものと一般的に考えられています。

「主たる事業地」の定義の追加

現在の CFIUS の規則において、「外国投資家(foreign person)」に含まれる「外国エンティティ(foreign entity)」とは、外国の法律に基づいて組成された、(i)主たる事業地(principal place of business)が米国外、又は(ii)持分証券が外国の証券取引所で主として取引されているエンティティとされています。この定義自体に変更はありませんが、これまで定義されていなかった主たる事業地が最終規則において新たに定義され、エンティティの経営陣がエンティティの活動を指示、コントロール、又は調整(coordinate)する主たる場所、又は、投資ファンドの場合は、ファンドの活動及び投資がゼネラルパートナー、マネージングメンバー又は同等の者によって又はそれらの者に代わって、指示、コントロール又は調整される場所、と定義されています。これによって、例えば、税務上の理由などから米国

¹ NO&T U.S. Law Update No. 45 をご参照下さい。

以外の国で設立されたもののエンティティの主たる活動は米国で行われているといった場合の取扱いが明確化されることになります。なお、この定義は規則の他の規定と同時に施行されますが、CFIUS はこの定義についてパブリックコメントを求めており、今後内容が変更される可能性もあります。

「米国事業」の定義の明確化

FIRRMA において、米国事業 (U.S. business) の定義が、これまでの定義であった「米国において州際間取引に従事する事業体(ただし州際間取引において活動する範囲に限る)」から、「米国において州際間取引に従事する者」に変更されたことから、これまで米国事業に含まれないと考えられていた、米国企業に対して製品の販売等を行っているものの米国に何らの資産も持たない場合も米国事業に含まれることになるのではないかという懸念が示されていました。最終規則では、米国事業の定義に関する解釈事例が追加され、米国に何らの資産を持たず、米国企業に製品や技術の輸出・ライセンスを行っているのみの場合や、米国の顧客に遠隔の技術サポートサービスを提供しているのみの場合は米国事業には該当しない、ということが明確化されました。また、最終規則の前文において、CFIUS は、国家安全保障へのリスクの分析において、米国における事業活動の程度を考慮するということが示唆されています。

「TID 米国事業」の要件の明確化

TID 米国事業(TID U.S. business)の定義に殆ど変更はありませんが、いくつか明確化が追加されました。まず、TID 米国事業の一つである、重要な技術(critical technology)を生産、設計、試験、製造、加工又は開発する米国事業について、「試験(test)」とは製品に組み込む目的で重要な技術の適合性を検証することは含まれないことが解釈事例の追加により明確化されました。すなわち、米国事業を営む他社の重要な技術を自社の製品に組み込んで使用しているだけの場合は TID 米国事業には該当しないことになります。また、重要な技術の「製造(manufacture)」には、重要な技術の製造を停止したものの製造に必要な設備やノウハウを保持している場合が含まれることが解釈事例の追加により明確化されました。

TID 米国事業のうち、米国市民のセンシティブ個人データを直接又は間接に保持又は収集する米国事業については、まず、データの保持又は収集を外部業者に委託して、外部業者が委託者の指示に従ってデータを集め、委託者がデータにアクセスすることが可能な状態で外部業者のサーバーにデータを保管していた場合、委託者はデータを「間接に」保持又は収集するものとして、TID 米国事業に該当することが解釈事例により確認されました。また、センシティブ個人データに含まれる遺伝情報の範囲について、規則案では遺伝子関連サービスの利用情報などが含まれていましたが、最終規則では個人を識別可能な遺伝子検査の結果のみに限定されました。加えて、「過去 12 か月間のいずれかの時点において 100 万人超の個人にかかる個人識別データを保持又は収集していた」という要件について、過去 12 か月間の起算点となる時点が特定され(法的拘束力のある取引契約の締結日、CFIUS への届出日等のうち一番早い時期)、また、短期間のみデータを保管して削除している場合も過去 12 か月間の累計で 100 万人超のデータを取得している場合は上記の要件に該当することが明確化されました。

除外投資家の要件の緩和

規則案の段階では、除外投資家として認められる要件の一つとして、取締役会又は同等の機関の全てのメンバー及びオブザーバーが除外国又は米国の国民であって非除外国の国民でないこととされていましたが、最終規則ではメンバー及びオブザーバーの 75%と改められました。また、議決権等の 5%以上を有する者が除外国の国民であることという要件についても、議決権等の 10%以上に緩和されました。加えて、米国又は除外国で証券が上場されているのではない場合は議決権等の 90%以上が除外国の国民等によって保有されていなければならないという要件についても、80%に緩和されました。

パイロットプログラムの存続

一定の産業分野に関連する、重要な技術に関する米国事業への投資に CFIUS への事前届出を義務付けるパイロット プログラムの内容は最終規則において維持されました。もっとも、以下の取引については義務的届出の対象外とされ ています。

- 除外投資家による投資
- セキュリティ・クリアランスを得ており FOCI 緩和合意 ²の当事者である企業を通じた投資
- 米国事業の生産等する重要な技術が、ENC 許可例外 3の適用を受けるもののみである場合

また、対象となる米国企業は NAICS によって特定される一定の産業分野に関連するものに限定されていますが、最終規則では今後この要件を NAICS に基づくものから輸出許可規制に基づくものに変更する予定とされています。

外国政府の関連する取引

(i)外国政府が議決権の 49%以上を直接又は間接に保有する外国投資家が、(ii)TID 米国事業の議決権の 25%以上を直接又は間接に取得する場合、CFIUS への届出が義務付けられるところ、規則案では(i)の要件について、外国投資家が有限責任組合の場合は、外国政府がゼネラルパートナーの議決権の 49%以上を有する場合又は全リミテッドパートナーの議決権の 49%以上を有する場合を指すものとされていましたが、最終規則では外国政府がゼネラルパートナーの議決権の 49%以上を有する場合に限定され、外国政府が有するリミテッドパートナーの議決権は考慮されないことになりました。

おわりに

改正規則は 2020 年 2 月 13 日から施行予定であり、これ以前に法的拘束力のある取引契約を結んだ場合等は改正前の規則が適用されます。改正規則の施行により、FIRRMAによる改正はほぼ全面的に施行されることになりますが、FIRRMAにおいて CFIUS が徴収することができるとされていた、CFIUS への届出の手数料については最終規則でも定められていません。したがって、現状では CFIUS への届出に手数料は徴収されませんが、今後 CFIUS がこの点についての規則を追加で発表することが考えられます。また、改正規則の施行によって CFIUS の審査権限が大幅に拡大されることになりますが、CFIUS への任意届出を行うかどうかという判断は今後の CFIUS のエンフォースメントの動向に大きく左右されることになり、引き続きこの点について注視する必要があります。

以上

2020年2月6日

² 国防総省の国家産業保全プログラムに基づく、外国企業による所有、支配又は影響下にある企業に対して要求される米国政府との影響緩和合意。

³ 暗号輸出規制に該当する品目に適用可能な輸出許可例外。

[執筆者]



大久保 涼(弁護士・NY オフィス共同代表)

ryo_okubo@noandt.com

1999 年東京大学法学部卒業。2006 年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。 2006 年~2008 年に Ropes & Gray LLP(ボストンおよびニューヨークオフィス)に勤務。2000 年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所、2018 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP)共同代表。 ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、ファイナンス取引その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。



逵本 麻佑子(弁護士・アソシエイト)

mayuko tsujimoto@noandt.com

2008 年京都大学法学部卒業。2016 年 Harvard Law School 卒業(LL.M.)。2010 年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP)勤務。

入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

本二ュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700 New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333(代表) Fax: +1-212-957-3939(代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島·大野·常松法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。 東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構え るほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務における あらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富 な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>よりお申込みください。本二ュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。